

## 第7章. 結婚支援業務に関わるための法的知識等

結婚支援を行う上で、結婚に関する法的な問題について基本的な知識を理解していただきます。この知識は、結婚支援活動をする上で、基本となるものです。

### 研修時のポイント等

#### 【注意点】

「法的な問題」ということで、受講者がかしこまって警戒してしまう可能性もあるので、

- ・「法的な問題」といっても、どれも、常識的な話。
  - ・ただ、皆さん「なんとなく」は知っていても、あまり正確には把握していないことも多いと思うので、この機会に、まとめて聞いてもらいたい。
  - ・結婚支援ボランティアの業務にも、関係してくる知識である。
- など、なるべく心理的ハードルを下げるように努めることが望ましい。

### この章で学ぶ「結婚に関する法的な問題5項目」

- (1) 結婚に関連する基本的な法律について
- (2) 個人情報保護法の基本
- (3) 戸籍制度
- (4) 関連情報
- (5) 独身証明書

### 研修時のポイント等

#### 【講義展開例】

- ・受講者に、5つの問題であまりよくわからない問題は何か、質問する。

## (1) 結婚に関連する基本的な法律について

### ・憲法第24条

日本国憲法第24条は、「家族生活における個人の尊厳と両性の平等」を明記している。条文は次のとおり。

【1項】婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

【2項】配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

### 研修時のポイント等

#### 【重点説明ポイント】

- ・ポイントは、第1項の「両性の合意のみに基づいて成立」という点。
- ・つまり、結婚する男女双方の合意があれば結婚することができ、両親や周囲の人の反対があっても、最終的には止めることはできない。
- ・第6章で、家族が反対している例を紹介したが、本人が結婚に前向きな場合は、最後は、この憲法の条文を紹介するのも一案かもしれない。

### ・民法第二章婚姻のポイント

法的に夫婦になれる年齢、成年被後見人の結婚、結婚の届け出、再婚することが許されない期間、詐欺や脅迫にあつて結婚させられた場合。

### 研修時のポイント等

#### 【重点説明ポイント】

- ・民法第二章「婚姻」の内容について説明。

#### 【講義展開例】

- ・長い間、女性は16歳から結婚できる制度となっていたが、2022年4月から18歳になった。
- ・昔は、未成年者の結婚には親の合意が必要だったが、今はそもそも18歳は成人なので、親の合意が必要な場面もなくなった。

## (2) 個人情報保護法の基本

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）は、利用者や消費者が安心できるように、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するためのルールを定めた法律。

### ・ 個人情報とは

「個人情報」

生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

（例）「氏名」、「生年月日と氏名の組合せ」、「顔写真」等。

「個人識別符号」

その情報だけでも特定の個人を識別できる文字、番号、記号等として法令で定めがあるもの

（例）「免許証番号」、「マイナンバー」等。

### ・ 要配慮個人情報とは

不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに配慮を要する情報として、法律・政令に定められた情報

（例）人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴

研修時のポイント等

#### 【重点説明ポイント】

- ・ 個人情報とは何かについて説明。
- ・ 特に要配慮個人情報については、それによって差別や偏見が生じないように、慎重な取り扱いが必要。

### ・ 守るべき4つの基本ルール

- ①個人情報の取得・利用「勝手に使わない！」
- ②個人情報の保管「なくさない！ 漏らさない！」
- ③個人情報の提供「勝手に人に渡さない！」
- ④開示請求等への対応「お問合わせに対応！」

## 研修時のポイント等

### 【重点説明ポイント】

- ・個人情報で守るべき基本ルール。使わない、なくさない、漏らさない、渡さない。
- ・最後の「お問い合わせに対応」は、「本人からのお問い合わせ」のこと。つまり本人が「私の個人情報を見せてほしい」と言ってきた場合の話。本人以外からの「お問い合わせ」に対応して個人情報を出してしまうのは、情報漏洩。
- ・なお、本人の同意があれば、どれも行いうることができる。
- ・個人情報の扱いの原則は、「本人同意なしにやるのはダメ」。ということ。
- ・良かれと思っても、利用者から聞いた個人情報（健康・宗教・賞罰歴 等）について、本人の同意なく、他のボランティアや他の利用者に伝えないこと。

### 【講義展開例】

- ・受講者に、個人情報に関して困った事が無いか聞く。

### ・個人情報流出の事例

- ボランティア同士で利用者について話すとき、他人に聞こえる声で話をしていた。
- 利用者の情報を家族や友達に話をしていた。
- 個人情報を車などに放置した。
- メールを誤送信した。
- 不要になった個人情報を適切に破棄しなかった。

## 研修時のポイント等

### 【講義展開例】

- ・過去に具体的事例があれば、個人名等がわからないようにしつつ紹介する。

### (3) 戸籍制度

戸籍は、人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するもので、日本国民について編製され、日本国籍をも公証する唯一の制度。ここでは、近年増加している再婚と養子縁組について学ぶ。

### ・再婚

- 結婚するカップルのうち、約4組に1組が再婚者を含む結婚である。

### ○再婚禁止期間

女性は、離婚が成立した日から100日を経過した後でなければ、再婚することができない。ただし、離婚が成立した日に妊娠していなかった場合又は女性の離婚が成立した日の後に出産した場合は再婚禁止期間の適用はない。

### 研修時のポイント等

#### 【重点説明ポイント】

- ・戸籍は、日本国民全員について作成されており、生まれてから死ぬまで、戸籍に載り続ける。
- ・結婚した男女は同じ戸籍に入ることになる。
- ・現在は、実は4分1のカップルが再婚。

### ・養子縁組

- 結婚するカップルどちらかに子供がいる場合は、子供の名字や戸籍を決める必要がある。
- 特別養子縁組の成立には、父母による養子となる子供の監護が著しく困難又は不相当であること等の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると家庭裁判所に認められる必要があり、一般的に再婚のときは普通養子縁組となる。

#### 「普通養子縁組」

養い親（養親）と養子の双方に制限が少なく、養子が成年の場合は養親と養子の同意によって成立する。養子が未成年の場合は、「養子縁組許可」を求める審判を家庭裁判所に申し立てることが必要。家庭裁判所では、子供の年齢や子供が置かれている状況などを総合的に判断し、養子縁組を許可するかどうか判断する。普通養子縁組では、養子になっても実父母との親族関係は残り、戸籍に実親の名前が記載され、養親と養子の続柄は「養子（または養女）」と記される。

#### 「養子縁組せず、子を親の戸籍に入れる場合」

再婚相手とは親子関係にはならず、名字は同じとなる。

#### 「養子縁組せず、子を親の戸籍に入れない場合」

再婚相手とは親子関係にはならず、子供の名字は変わらない。

#### (4) 関連情報

人権、性的指向・性自認の多様性や、多様な家族形態があることなどに配慮する。

##### ・人権

「人権」とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、だれにとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるもの。

##### ・人権や個人情報等に関する関わり方

宗教、思想、信条、病歴、心身の障害の状況などの情報については、要配慮個人情報に該当する場合があります、利用者が自発的に話さない限り、自ら収集しないこと。

障害者、ひとり親、被差別部落出身者、LGBT、外国人等が利用者となることも想定されるが、利用者との対話時には、差別と指摘されるような言動や、不快感を与えるような言葉を避けるよう、気を付けること。

##### ・注意する点

- 障害者と分かると、対応が横柄、差別的、威圧的になること。逆に、「大変ですね」「かわいそうね」などと不必要に言うこと
- ひとり親に対して「片親」「シングル」などの言葉を使用すること
- 利用者の出身地や家柄を調べたり、聞いたりすること
- 外国人というだけの理由で、結婚支援に関し不合理な扱いをすること

## 研修時のポイント等

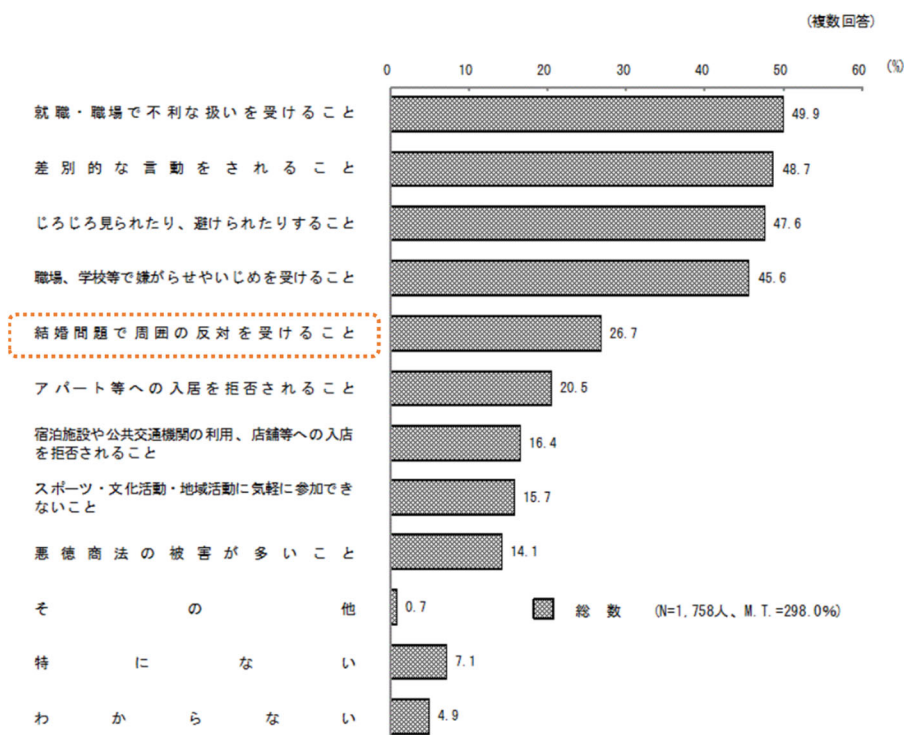
### 【重点説明ポイント】

- ・ボランティアは利用者とコミュニケーションする場面も多いことから、ふとした一言で利用者を傷つけることのないよう、特に人権にかかわることには注意が必要。
- ・また、ボランティアが利用者よりも相当年長であることも多いが、親しみのつもりで敬語を使わないなどの言葉遣いが、失礼・乱暴と利用者に受け取られる可能性もある。
- ・利用者が障害者、外国人、LGBTであって、支援者自体、こうした利用者に接する経験やノウハウが足りないと考えられる場合、経験やノウハウが足りないことを率直に認めつつ、利用者に対して失礼な言動をしていることがあれば遠慮なく指摘してほしいと最初に伝えておくのも一案である。

### 【講義展開例】

- ・受講者に、人権問題で「うっかり間違えそうな事とは何か」尋ねる。

・『結婚問題で周囲の反対を受けること』は障害者にとって人権問題の上位



内閣府『平成29年度 人権擁護に関する世論調査』「図10 障害者に関する人権問題」

研修時のポイント等

【重点説明ポイント】

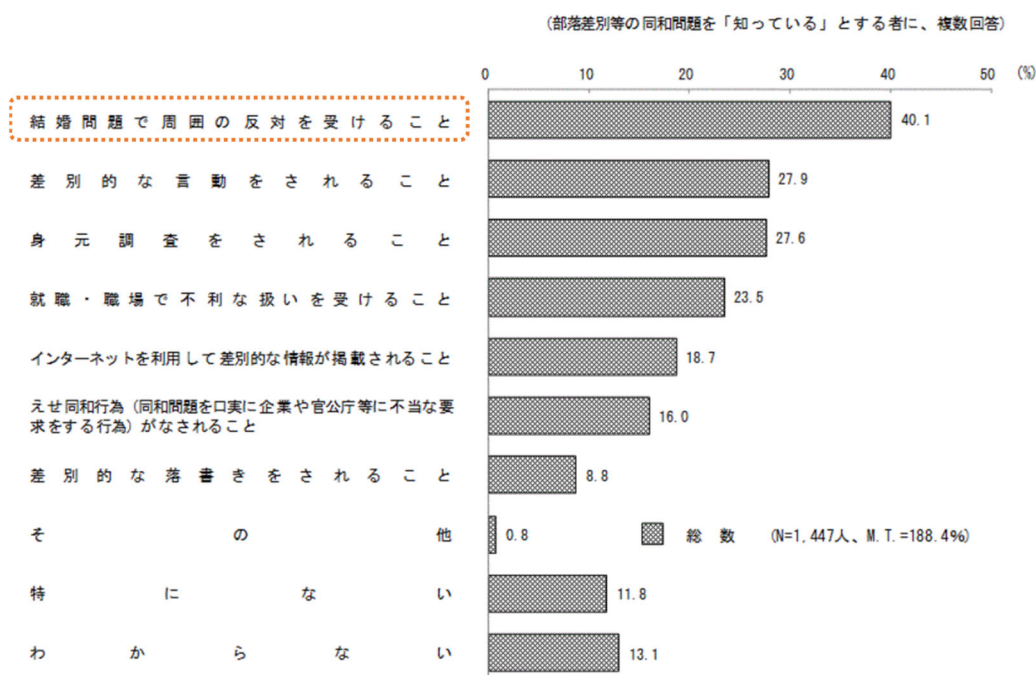
- ・障害者も、当然、結婚支援サービスの利用者になることができる。
- ・障害者に聞いたアンケートでは、「結婚について周囲の反対を受けること」が人権問題の上位にあがっている。
- ・結婚する・しない、する場合誰とするか、は、本人の意思が大事であり、それをいつまでも反対し続けるのは、人権の問題でもあり、プライバシーの問題でもある。
- ・障害者は、こういった反対を受けながらも、結婚相手を探して努力しているかもしれないので、その可能性も考えながら、言動に気を付けつつサポートしていくことが必要。
- ・なお「障害者」という表記を気にする方もいるが、これについては現行のままとすべき意見も含めて様々なご意見がある。国の制度等の表記は「障害者」となっている。

【講義展開例】

- ・受講者に、障害者の利用者への対応で気を付けるべきことを聞いてみる。



・『結婚問題で周囲の反対を受けること』は、部落差別の問題として最も高い結果に

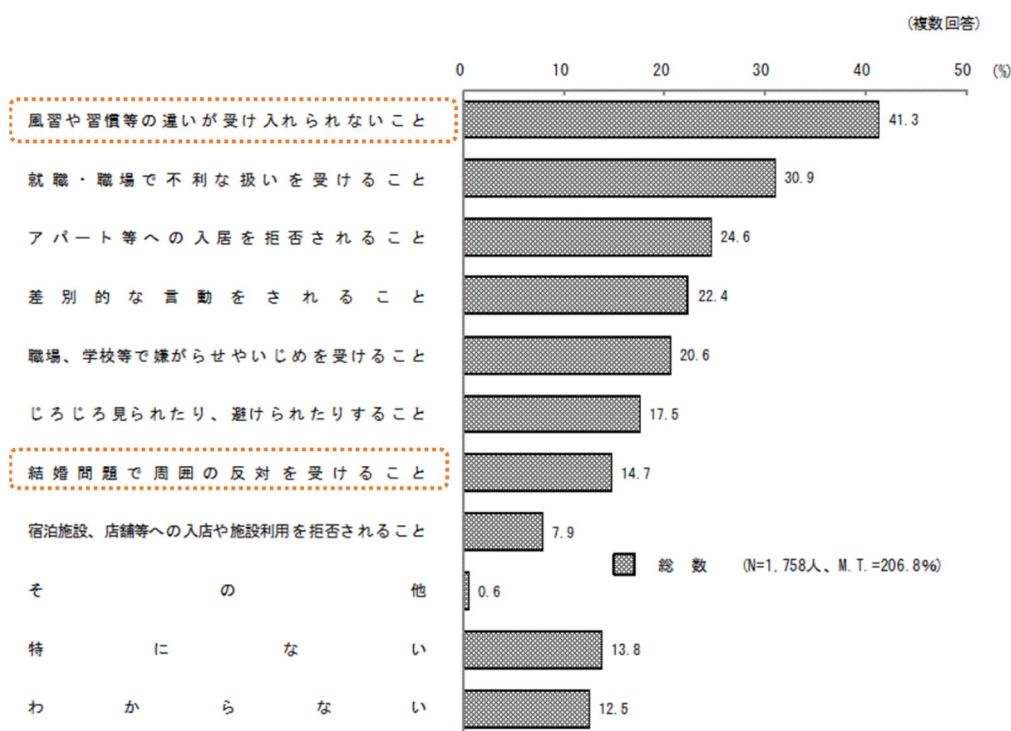


内閣府『平成29年度 人権擁護に関する世論調査』「図12 部落差別等の同和問題に関する人権問題」

研修時のポイント等

- 【重点説明ポイント】
- ・「結婚への反対」は、アンケートを取ると、部落差別問題の第1位の問題になっている。
  - ・部落差別問題はデリケートなので、不用意に出身地域を掘り下げて聞かないことが必要なケースもある(ただし、地域により異なる)。

・外国人の風習や習慣等の違いを理解および許容することが大事



内閣府『平成29年度 人権擁護に関する世論調査』「図16 外国人に関する人権問題」

研修時のポイント等

- 【重点説明ポイント】
- ・センターにおいては、外国人の利用者を〇〇〇の条件で、受け入れている。(受け入れていない場合は、適宜このスライドは削除。)
  - ・外国人であるからといって特別な対応は必要なく、分け隔てなくサポートすること、文化や風習の違いにも配慮すること、迷ったらセンターに相談すること、に、心がけてほしい。
- 【講義展開例】
- ・受講者に、外国人の利用者への対応の仕方を、話しあってもらおう。

## ・ L G B T

L G B Tとは次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的少数者（セクシャルマイノリティ）を表す言葉の一つとして、使われる。

○性的指向…どのような性別の人を好きになるか、ということ。  
これは自分の意志で選ぶというより、多くの場合思春期の頃に「気付く」もの。

L…Lesbian（レズビアン）女性の同性愛者（心の性が女性で恋愛対象も女性）。

G…Gay（ゲイ）男性の同性愛者（心の性が男性で恋愛対象も男性）

B…Bisexual（バイセクシャル）両性愛者（恋愛対象が女性にも男性にも向いている）。

○性自認…自分の性をどのように認識しているのか、ということ。「心の性」と言われることもある。多く人は「身体の性」と「心の性」が一致しているが、「身体の性」と「心の性」が一致せず、自身の身体に違和感を持つ人たちもいる。

T…Transgender（トランスジェンダー）「身体の性」は男性でも「心の性」は女性というように、「身体の性」と「心の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を持つ人。「心の性」にそって生きたいと望む人も多くみられる。

## 研修時のポイント等

### 【重点説明ポイント】

- ・センターの利用者には、LGBTの者はいないと思うかもしれないが、少なくとも「B」のケースは十分あり得る。また、家族や友人等にLGBTがいるケースも考えられるので、差別的言動には気を付けなければならない。

### 【講義展開例】

- ・受講者に、LGBTに関して知っている事を話しあってもらおう。

○利用者および利用者の家族や友人がL G B Tであるかもしれないので、利用者本人がL G B Tでないのが確実だとしても、下記のような発言・行動をとらないように注意する。

・「ホモ」「オカマ」「男らしくない」「女らしくない」などと

からかう。

- ・「どこがおかしいのでは」「問題があるのでは」「気持ち悪い」などとうわさ話をする。
- ・本人の了承なく、その人の性的指向や性自認について暴露する（アウトティング）。

#### 研修時のポイント等

##### 【講義展開例】

- ・受講者に、LGBTの利用者への発言で注意すべき事を、話しあってもらおう。

#### ・名字について

- 現在の民法のもとでは、結婚に際して、夫婦ともに男性又は女性のいずれかの氏（名字）を名乗ることになっている。
- 女性の社会進出等に伴い、結婚後も旧姓を名乗る「旧姓使用」が広がっている。
- また、旧姓使用してもなお残る職業生活上の不便・不利益、アイデンティティの喪失など様々な不便・不利益が指摘されてきたことなどを背景に、近年、選択的夫婦別氏制度の導入を求める意見がある。
- 夫婦の名前については、様々な考え方があるので、「夫婦になったら名字を一つにするのが当たり前」や逆に「早く選択的夫婦別姓を導入すべき」というような発言も、慎むようにする。

#### 研修時のポイント等

##### 【補足】

- ・夫婦が同じ名字であるというのは、常識で当たり前という感覚を皆さんお持ちかもしれないが、最近は、戸籍上は同じ名字だけれども、仕事では旧姓使用している方も増えている。また、旧姓使用の場合でも（銀行口座を作るとき、税金を納めるときなど）不便があること、一人っ子同士の夫婦などで名字を変えた方の家の跡取りがいなくなる問題などが指摘されている。
- ※ちなみに、日本以外に「必ず夫婦同姓」の国は確認されておらず、また、既に現在でも日本人と外国人とで結婚した夫婦は、夫婦別姓となっている。（外国人は戸籍に入らないため）

## (5) 独身証明書

### ・ 独身証明書とは

独身証明書とは、「氏名」「生年月日」「本籍地」が記載され、民法第732条（重婚の禁止）の規定に抵触しないことを証明するもの。

独身証明書は、本籍地の市区町村役場で作成し発行している。

### ・ 独身証明書を確認する意義

結婚支援を行うにあたり、独身であることは重要な情報であり、

公的に実施する事業においては、一律に求める必要がある。

ただし、単に出会いの場の提供する程度の場合は、本人同士で身

元や資格を確認しあうことでも構わない。

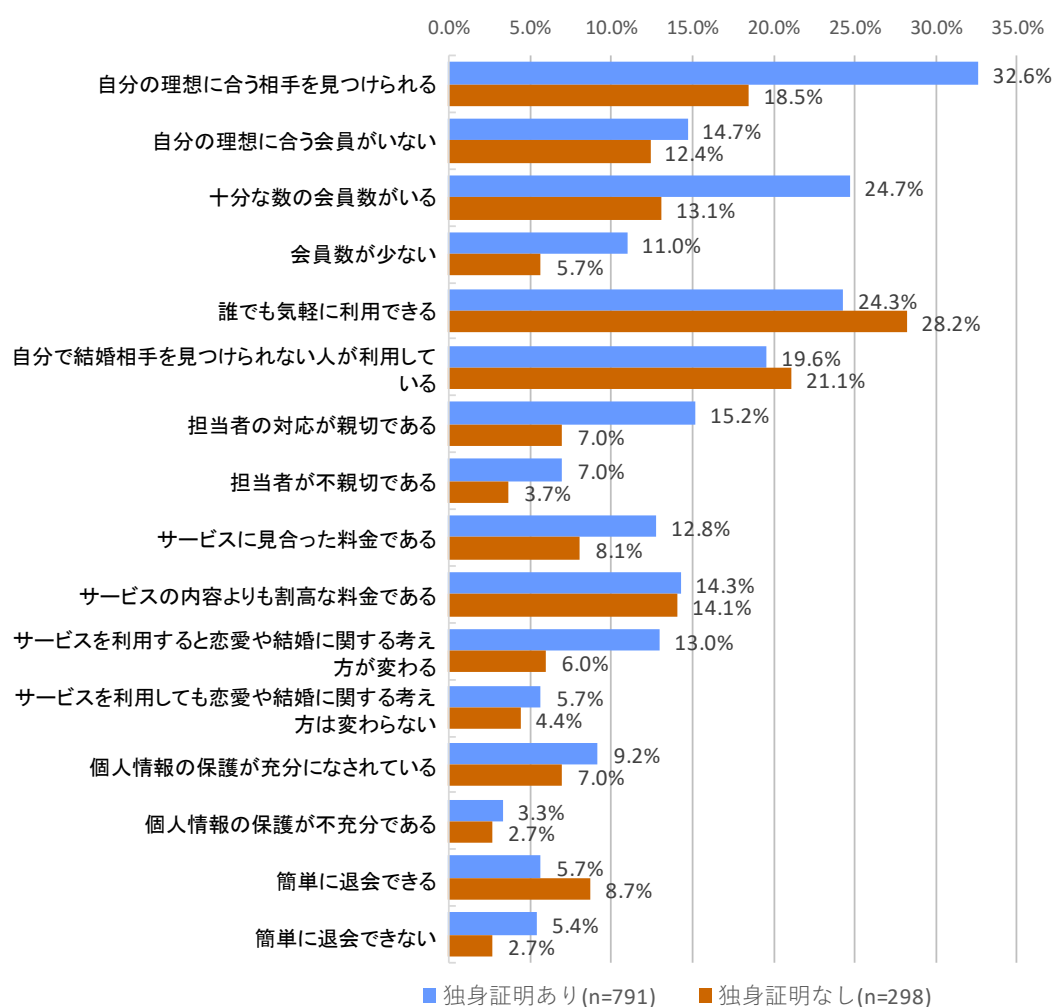
## 研修時のポイント等

### 【講義展開例】

- ・ 独身証明書を受講者に見せて、感想を聞いてみる。

## ・ 独身証明の有無によるサービスイメージの比較

20歳～49歳の独身者のうち、結婚相手紹介サービス・結婚相談所（独身証明あり）を現在利用中の方は、婚活サイト・婚活アプリ（独身証明なし）を利用中の方と比較して、「自分の理想の相手を見つけられる」「十分な会員数がある」「担当者の対応が親切」などの項目が特に強くイメージされている。（複数回答）



一般社団法人日本結婚相手紹介サービス協議会  
2019年8月19日プレスリリースより

研修時のポイント等

### 【重点説明ポイント】

- ・ 官民含めて、様々な結婚支援サービスがあるが、独身証明を求めるサービスの方が、理想の相手探しに役立つ、というイメージを持たれている。

・ **独身証明書の請求方法**

独身証明書の窓口での請求は、忙しくて取りに行けない、利用者にとって羞恥心等の問題がある。地域によっては窓口以外でも郵送や電子申請ができる場合があり、手続きの迅速化にもつながるので利用者にも案内する。

研修時のポイント等

【注意点】

- ・ 独身証明書の請求は、ボランティアが利用者に直接促すような場面は想定されないが、ボランティアの基礎知識・参考情報として説明しておくもの。